

別表

区 分	交付対象である事業の内容、事業主体、事業要件及び交付対象経費				交付率 又は交付額
	事業の内容	事業主体	事業要件	交付対象経費	
1 里 山 林 整備事業	<p>(1) 地域で育み未来につなぐ里山林整備事業 地域提案による里山林の整備による、同林の価値を掘り起こし、継続的な管理の促進を図る事業 【整備対象森林】 住宅地周辺にあり、地域住民による利用が見込まれさらにその整備や活用方法についての計画がされた山林</p> <p>(2) 通学路や住宅地周辺の安全・安心を確保するための里山林整備事業 通学路や住宅地周辺の里山林の整備により、地域住民の安全・安心を確保する事業 【整備対象森林】 児童生徒が通学路等として利用する可能性の高い道路又は住宅に近接する山林であって、当該道路等から片側 50m(両側で最大 100m)以内の区域の藪化した見通しの悪い山林</p> <p>(3) 野生獣被害軽減のための里山林整備事業 野生獣被害が発生又は発生のおそれのある田畑・住宅地に隣接する山林の整備により、野生獣を人里に近づけない環境を整備する事業 【整備対象林】 野生獣被害が発生又は発生するおそれのある田畑から 100m以内の藪化した見通しの悪い山林</p>	<p>森づくり活動団体（※事業地及びその周辺に存する自治会等で左記整備対象森林の公益的機能の影響を直接受ける地域住民を主体とする団体、里山林整備に対する知識・技術を有する NPO 法人、社会貢献活動として里山整備を行う企業等とし、規約・定款等により当該団体の位置づけが明確になっている団体。）</p>	<p>整備後は、継続して適切な管理を実施すること</p> <p>森づくり活動団体の育成・活用に努めること</p> <p>交付期間満了後においても、継続的に維持管理が行われるよう人材・資金確保等の計画を記載した「維持管理方針」を策定・履行すること</p> <p>事業区域を里山林として維持するため、土地の形質変更を行わない旨の協定(10年間)を土地所有者と市町村が締結すること(森づくり活動団体が設立されている場合は 3 者間で締結)</p>	<p>森林整備費及び森林整備に係る次の事務費 賃金(交付額の 8 割以内を上限とする) 報奨費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料・賃借料 ただし、土地等購入・補償費、職員人件費、施設の維持管理費、国庫補助及び県単独補助事業の市町村負担額に係る経費を除く。</p>	<p>10/10 以内 ただし、各事業の交付上限額を次のとおりとする。</p> <p>(1) 1ha 当たり、5 年間で 1,000 千円</p> <p>(2) 1 年目は、1ha・1 年間当たり 250 千円 2～5 年目は 1ha・1 年間当たり 50 千円</p> <p>(3) 1 年目は、1ha・1 年間当たり 260 千円 2～5 年目は 1ha・1 年間当たり 50 千円</p>

区 分	交付対象である事業の内容、事業主体、事業要件及び交付対象経費				交付率 又は交付額
	事業の内容	事業主体	事業要件	交付対象経費	
2 里 山 林 管理事業	(1) 里山林管理事業 前項の里山林整備事業において整備された 山林の維持管理を図る事業	森づくり活動団体 (※第1項里山林 整備事業に同じ)	交付期間満了後において も、継続的に維持管理が 行われるよう人材・資金 確保等の計画を記載した 「維持管理方針」を策定・ 履行すること 里山林整備事業において 締結したと土地の形質の 変更を行わない旨の協定 を里山林管理事業の交付 期間満了予定期日まで延 長すること	森林整備費及び 森林整備に係る 次の事務費 賃金(交付額の8 割以内を上限と する) 報奨費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料・賃借料 ただし、土地等購 入・補償費、職員 人件費、施設の維 持管理費、国庫補 助及び県単独補 助事業の市町村 負担額に係る経 費を除く。	10/10 以内 ただし、 1ha・1年間あたり 50千円を上限と する。

区分	交付対象である事業の内容、事業主体、事業要件及び交付対象経費				交付率 又は交付額
	事業の内容	事業主体	事業要件	交付対象経費	
3 森づくり 支援事業	<p>(1) 森づくり活動推進事業 森づくり活動の実施及び森づくり活動を促進する取組で次に掲げるもの</p> <p>① 地域住民の森づくり活動への参加を促進するための打合せ等の開催や普及啓発活動</p> <p>② 森づくり活動団体等の組織化及び普及啓発活動</p> <p>③ 森林の重要性の理解促進を図る活動、森林観察会等の開催</p> <p>(2) 森林環境学習活動 森づくり活動の普及促進を図るための児童を対象とする森林学習活動の実施及びその促進を図るための取組で次に掲げるもの</p> <p>① 学校林等の身近な森林環境学習フィールドの整備</p> <p>② 森林教室及び森づくり体験活動の実施</p> <p>③ 森林環境学習指導者の派遣</p> <p>④ 森林環境学習推進のための普及啓発</p> <p>(3) その他地域の創意工夫を凝らした特色ある取組</p>	<p>森づくり活動団体 (※第1項里山林整備事業に同じ)</p> <p>その他市長が認める団体</p>	<p>活動の対象地域は市有林とすること</p> <p>木材使用の場合は、鹿沼産材または鹿沼産森林認証材を使用すること</p> <p>森林整備の重要性の理解促進を図り、森づくり活動を普及させる取組であること</p>	<p>賃金(交付額の8割以内を上限とする)</p> <p>報奨費</p> <p>旅費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>会議費</p> <p>保険料</p> <p>使用料・賃借料</p> <p>備品購入費(普及啓発に係るものに限る。)</p> <p>ただし、職員人件費、管理者のある施設の通常維持管理に要する経費、先進地視察や研修受講等の自己啓発に係る経費、国庫補助及び県単補助事業の市町村負担額に係る経費を除く。</p>	<p>10/10以内</p> <p>ただし、1年間当たり200千円とする。</p>